

中条高等学校 部活動に係る活動方針

1. 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 余暇の善用を図り、心身を鍛え、充実した生活を送ろうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環であることを踏まえて活動する。

2. 今年度の部活動

(1) 今年度設置する部活動について

バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球・野球・ラグビー・ソフトテニス・華道・科学・写真・吹奏楽・美術・書道・茶道・文芸・剣道同好会

(2) 活動時間及び日数について

- ① 活動時間 学期中 平日 2 時間程度 週休日等 3 時間程度

(練習試合や大会等を除く)

長期休業中 平日・週休日等 3 時間程度

(練習試合や大会等を除く)

- ② 休養日 平日 1 日程度、週休日等 1 日以上、週 2 日程度とする。

別紙「年間活動計画」による。

- ③ その他

- ・ 定期考査 1 週間前（土日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は、校長に相談する。
- ・ 学校閉庁日に部活動を行わない。大会等がある場合は、校長に相談する。
- ・ 平日の休養日の変更はその週の中で補い、週休日の休養日の変更は、その月を含めて 3 か月以内に補う。

(3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- ① 県高体連・高野連・高文連主催、共催、後援の大会とする。
- ② その他の大会は、校長が許可した場合のみ、参加を認める（ただし、生徒の健康面と学習面に十分配慮する）。

3. 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動等の指導者は、いかなる理由があっても、体罰等が決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導を行う。

(2) 保護者の理解と協力について

部活動を運営していく上で保護者の理解と協力は不可欠なので、活動時間や練習試合、各種大会等の計画や費用、物品の購入や生徒の体調管理等について連絡を密に行い、保護者の理解と協力を得る。